



30兆円の中小企業金融対策の内容をしっかりと把握しておきましょう！！

さる10月16日に補正予算が成立しました。中小企業の金融対策は「4140億円」です。

この内訳ですが、4000億円が信用保証協会の「緊急保証制度」(6兆円規模)、140億円が「セーフティネット貸付」(3兆円規模)に当てられます。既に、「安心実現のための緊急総合対策(8月29日に政府与党決定)」において決定された新しい信用保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」が10月31日から開始されています。また、日本政策金融公庫においては、セーフティネット貸付の拡充等が実施されています。

さらに、10月30日には、追加経済対策の内容について、麻生総理の会見がありました。内容的には、上記支援内容の予算を増額するというものです。追加経済対策によって、合計30兆円の中小企業支援になります。ちなみに麻生総理の会見内容は次の通りです。

「これから年末にかけて中小企業の資金繰りが苦しくなります。第1次補正で、緊急信用保証枠を6兆円としましたが、その後の国際金融情勢がより厳しいものとなっております。中小企業、小規模企業の資金繰りをより万全とするために、私の指示で**20兆円**までこの枠を拡大します。また政府系金融のいわゆる緊急融資枠を3兆円と前申しましたが、これを**10兆円**まで拡大します。あわせて約**30兆円**の対策となります。」

「緊急保証制度」の概要について

<参考URL>中小企業庁

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/081029kikyuu_hosho.htm

20兆円の保証承諾枠で開始されている緊急保証制度ですが、今回、これまでの対象業種を185業種から545業種に拡充しました。既に、原材料の価格高騰に対応するための制度としていわゆる「セーフティネット保証(5号)」で中小企業の支援を行ってきましたが、今回の中小企業対策では、対象業種を拡充したのと、さらに要件も緩和されています。

さて、対象となる中小事業者は、次のいずれかの要件に当てはまる方が対象となります。

1. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
2. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
3. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間(算出困難な場合は直近決算期)の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

対象業種の中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に一般保証とは別枠で、**無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで**信用保証協会の保証を受けることができます。また、本制度は、責任共有制度の対象外(保証協会が100%保証)になっています。

また、本制度を申請する際には、事前に自治体(市町村区)の認定申請の手続きをしなければなりません。これは、保証・融資審査ではありません。よって、「認定=保証」という意味ではありません。さほど難しい手続きではないので、地元自治体にお問い合わせ下さい。

それでは、本制度は対象になれば誰でも保証・融資をうけられるのか?といたしますとそんなことはありません。やはり、「貸せない会社には貸せない」のです。しかりとした経営(改善)計画、収支計画を立てて、保証協会や金融機関の審査に挑んでください。国から信用保証協会には、「金融審査に当たっては、中小・小規模企業の経営実態を十分勘案するように」との基本方針が提示されています。約10年前に実施された安定化保証制度のように、実質無審査で保証・貸し出しをするようなことはしないと思われます。その点、しっかりと認識して準備すべきでしょう。

尚、緊急保証制度については、お取引先の信用保証協会、又は金融機関にお問い合わせ下さい。※信用保証協会へのアクセス

<http://www.zenshinoren.or.jp/access.htm>